公告第９２号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第７条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和８年８月５日

大和高田市長　堀内　大造

１　競争入札に付する事項

（１）　工事番号　高契第１７号

（２）　工 事 名　高１０７号線舗装維持工事

（３）　工事場所　大和高田市　本郷町・永和町　地内

（４）　工事期間　契約締結日から令和８年１１月３０日（月）まで

（５）　工事内容　入札説明書（仕様書）のとおり

（６）　予定価格　１６，０３５，０００円（税抜き）

（７）　設計金額　１６，０３５，０００円（税抜き）

（８）　最低制限比較価格　１４，３２６，０００円（税抜き）

（９）　入札方法　電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

２　競争入札に参加する者に必要な資格

（１）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。

（２）奈良県内に本店を有する者であること。

（３）市内業者は、大和高田市格付け等級がＡ級の者であること。

（４）市外業者は、経営事項審査の総合評定値が１，０００点以上の者であること。

（５）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（７）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

（８）（５）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。

３　入札日程

手　　続　　等	期間・期日・期限	場　　所　　等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和８年８月５日（水） ～ 令和８年９月１日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和８年８月５日（水） ～ 令和８年９月１日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和８年８月２６日（水） 午後４時まで	質問のある者のみ、ＦＡＸにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和８年８月２８日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和８年８月１７日（月） ～ 令和８年８月３１日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和８年９月１日（火） 午前１０時１５分	大和高田市役所 総務課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年３月２７日条例第３号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後１０時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、３階会議室１にて開札を行います。

４　入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

５　入札の無効・失格

（１）次に掲げる入札については、無効とします。

ア　入札金額等の必要な事項が入力されていない入札

イ　入札に参加する資格の無い者のした入札

ウ　他人のＩＣカードを使用した入札

エ　入札金額に百の位以下の端数を記入した入札

オ　入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札

カ　その他市長の定める入札条件に違反した入札

（２）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

ア　内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札

イ　入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
ウ　内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
エ　内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
オ　その他事後審査により不適格となった入札

6　落札候補者の決定
（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第１順位から事後審査をもって落札者を決定します。
（2）落札候補者となるべき同価の入札者が２以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
（3）入札は、１回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成 11 年規則第９号）第９条第２項の規定により入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年告示第 80 号）第３条の規定により、同要綱別表第２第８号（４）に該当し、３月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第３条の規定により、同要綱別表第２第９号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7　事後審査
落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第１順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部総務課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第１順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第１順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8　電子入札システムに関する事項
（1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
（2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
ア　電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ　電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ　ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

９　その他

（１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（２）契約保証金について

大和高田市契約規則第３０条の規定に基づき徴収するものとします。ただし、同条第３項各号に該当する場合は、免除します。

（３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとします。

（４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとします。

（５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

（６）電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、事後審査時に電子入札システムにて提出又は、落札候補者決定の翌日から３日以内（市の休日を除きます。）に総務課宛にメールにて提出すること。

１０　お問い合わせ先

（１）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所　総務部総務課

ＴＥＬ（０７４５）２２－１１０１

ＦＡＸ（０７４５）５２－２８０１

メールアドレス（soumu@city.yamatotakada.nara.jp）

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ　電子入札総合ヘルプデスク

ＴＥＬ（０５７０）０２１－７７７

受付時間　平日午前９時から正午及び午後１時から午後５時３０分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com）